

# 中国企業の CSR の現状についての一考察

李 林 娜

キーワード：CSR、国際規格、CSR レポート、中国企業

## 1. はじめに

近年、世界中で企業の不祥事が頻発している。2008 年、中国の牛乳メーカーの大手企業である「三鹿集団」の倒産事件は世界で大きな話題になった。この事件の内容は以下の通りである<sup>1</sup>。2008 年 9 月 8 日、甘肅省蘭州市の中国人民解放軍第一医院の李文輝医師は、河北省石家荘市の「三鹿集団」によって製造された粉ミルクを飲んだ乳児 14 人が腎臓結石になっていたことを明らかにした。その後、腎臓結石で乳幼児 6 人が死亡し、29 万人が被害を受けた。腎臓結石の原因は粉ミルクに入っていたメラミンであった。中国衛生部当局は全国調査を行い、質検総局は数度に渡り、中国国内の乳製品検査を行った結果、三鹿集団製の粉ミルクから有害細菌エンテロバクター・サカザキが検出された同時に、同じく中国大手企業である「伊利集団」、「蒙牛集団」、「光明集団」の牛乳からもメラミンが検出され、乳製品を利用した製品全体にまで被害が拡大した。その結果、2008 年 12 月、三鹿集団は破産申請を行い、2009 年 1 月に、河北省石家荘市の中級人民法院は、酪農業者ら 2 人に死刑を、三鹿集団の元会長の田文華に無期懲役の判決を、そして、メラミンが混入した 22 社の企業から 60 人が逮捕された。この事件当時、中国の乳製品を輸入していた国は、中国乳製品の輸入禁止を次々に発表し、中国全体で大きな経済的損害が発生した。

上記のような事件をはじめとして多数の不祥事事件が発生したことで、中国企業の社会的責任に対する認識の低さに目が向けられるようになった。钟 (2011) によると、現在中国では、和諧社会<sup>2</sup>の建設に不可欠な社会問題、労働問題等の解決手段として、

<sup>1</sup> ウィキペディア (Wikipedia) / 中国産食品の安全性 / 事例

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%94%A3%E9%A3%9F%E5%93%81%E3%81%AE%E5%AE%89%E5%85%A8%E6%80%A7> 2012 年 1 月 22 日アクセス

<sup>2</sup> 和諧社会 (わかいしゃかい; 英: Harmonious Society) とは (中国共産党が言う) 経済の科学的発展によって達成される平等社会のことである。2004 年、胡錦濤政権のスローガンとして発表された。公平と正義を尊び、友愛に満ち、人と自然が共生する社会を指すことである。江沢民政権までは、経済成長が様々な問題を解決するという立場をとって

また、急激な経済成長で顕在化した環境・生態系保全への対応として、国主導で企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility:以下では CSR と記述）が推進されている。つまり、中国企業にとって、CSR は、現在、重要な課題となっている。

本稿の課題は、中国企業の CSR の現状と課題を明らかにすることである。そのために、第1に、先行の研究に基づき、CSR とは何かを説明する。第2に、中国企業の CSR の現状の分析にむけて、CSR の国際認証と CSR レポートの状況を明らかにする。第3に、中国企業の CSR レポートを手掛かりに、中国企業の CSR の実施状況を明らかにする。そして、最後に、中国企業の CSR の実施状況をもとに、中国企業の CSR に今後どのような課題があるのかを明らかにする。

## 2. CSR とは

### 2. 1. CSR の議論の始まり

水尾（2005）は、CSR が求められている背景を、次のような6つの項目に分類している；

#### ①世界的レベルで頻発する企業不祥事

国内外で様々な企業倫理に対する違反が社会から否定され、法令順守の重要性が叫ばれている。

#### ②経済のグローバル化の進展

経済のグローバル化による企業の海外進出、とくに先進国から途上国への進出は、自然破壊などの環境問題や低賃金に伴う様々な人権・労働問題は CSR の重要な課題であり、これらを防ぐ国際的な共通基準や規格が求められている。

#### ③多様な価値観を持った NGO の台頭

多様な NGO は、企業に対し、従業員が働きやすい環境づくりを要求し、支援活動を繰り返してきた。また、「グッド・コーポレートシチズンシップ」と呼ばれる「よき企業市民としての活動」も求めている。

#### ④IT の発達

IT の発達により、各地の NGO などとともに市民社会との連携を深め、不祥事や企業行動に対する NGO や国際的ネットワークの広がりを促進している。

---

きたが、貧富の差の拡大、資源の浪費、環境破壊、汚職など負の側面が目立ち始め、政策転換を迫られた。

## ⑤社会や市民の価値観の変化

世界的レベルで高齢化が進行することや、地球環境問題への関心が高まっていることなどから、消費者の生き方はもちろん、企業に対する従業員や社会の価値観も大きく変化しており、企業の社会的責任への関心も高くなっている。そのため、従業員にやさしい企業には、結果として優秀な人材が集まることになり、それは最終的には、組織に力が満ち溢れ、企業の持続可能な発展をもたらすことになる。

## ⑥CSRを支援する市場メカニズムの動き

CSRを重視する企業に投資する「社会的責任投資＝SRI（Socially Responsible Investment）」が、欧米を中心に発展している。

上記のような変化により、CSRが求められるようになったと考えられる。それでは、CSRの議論はどのように始まったのだろうか。アンダーソン（1994）によると、社会的責任の概念は、古くから存在してきたが、しだいに今日の状況にまで発展してきたものであり、現代の社会的責任に対する最初の包括的な解明は1953年のボーエンによる『ビジネスマンの社会的責任』によって始まった。ボーエン（1953）は、公共責任、社会的義務、そして、企業道徳は、社会的責任と同意語であるとし、ビジネスマンの社会的責任という用語を次のように表現した。

「ビジネスマンの社会的責任は、今日の社会における目標や価値にとって望ましい方策を追求し、決定を下し、その一連の活動に従うビジネスマンの義務にあたる。」

しかし、アンダーソン（1994）によれば、CSRの問題は、1970年代、1980年代にも議論されたが、その議論が十分な統一的な定義を得るところまで進まなかったようである。その内容に関して次のように述べている。

「社会的責任の概念は、絶え間なく発展している概念であり、また人が変われば異なった意味を示すものである。1970年代と1980年代に行われた数々の研究は社会的責任の統一的な定義に到達することを目指していたけれども、それに失敗した。」

1994年にアンダーソンが述べていることからわかるように、1990年代についても統一的な定義は得られなかったと考えられる。次節では、CSRの2000年代の議論を見ていこう。

## 2. 2. CSR の議論の発展

2000年代の議論でも、CSRについての統一的な定義は得られていない。むしろ、CSRに対して否定的な議論も行われた。奥村(2006)は、「CSRは道徳を装った宣伝である。道徳を宣伝に使うことは偽善だというのが古来、人びとの常識になっている考え方だ」と論じた。加えて、フリードマン(2002)は、「経営者は株主に対してのみ責任をもつべきで、株主以外の人たちのために、株主の利益を少なくするような行為をすることは株主に対する義務違反、背信行為である」述べた。

これに対して、CSRを積極的に評価しようという議論も行われた。高(2004)は、CSRは何も特別なことではなく、本業を通じた「社会」への貢献であると述べた。谷本(2004)は、企業活動のプロセスに社会的公正性や環境への配慮などを取り組み、ステークホルダー(株主、従業員、顧客、環境、コミュニティなど)に対しアカウンタビリティを果たしていくこととし、その結果が、経済的・社会的・環境的パフォーマンスの向上を目指すことになる」と述べている。また、水尾(2005)は、CSRとは、企業と社会が健全な発展を遂げるために、企業が不祥事を起こさないようにするとともに、企業を取り巻く利害関係者に積極的に貢献していくことであると論じた。

上記のように、2000年代、CSRをめぐるのは、否定的見解とともに、肯定的な議論がなされた。論点は多様であり、統一的な定義は出ていないが、このような議論を通じてCSRが、企業に取り組むべきことであるという認識が多くの人にもたれるようになったと言える。ただ、確かにどこまで取り組むかは論者や視点によって異なる<sup>3</sup>。それは、国(地域)によって、時代によって、企業と社会によって異なるからであり、また立場(株主、従業員、その他ステークホルダー)によって企業に期待する役割は異なるからである<sup>4</sup>。

## 2. 3. CSR の定義と構成要素

現時点で、ウィキペディア<sup>5</sup>に、CSRは次のように記述されている。

「企業の社会的責任(CSR)とは、企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダー(利害関係者：消費者、投資家等、及び社会全体)からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。」

<sup>3</sup> 谷本(2004) p.5

<sup>2</sup> 同上

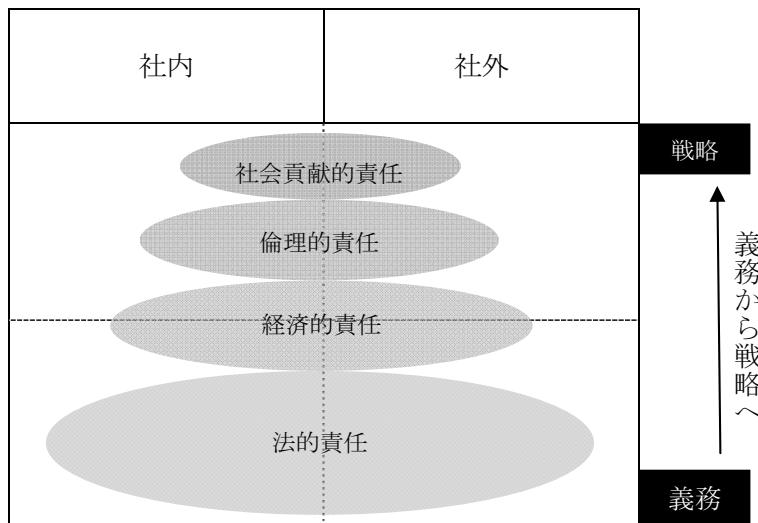
<sup>5</sup> ウィキペディア(Wikipedia)とはインターネット上にある百科事典であり、あらゆる人が編集に参加できる。迅速に1つの項目についての議論がなされ、世界的に発信されている。そのような視点でウィキペディアをとらえて、本稿では、より一般的な定義として、ウィキペディアに掲載されている定義を採用している。

また、英語版のウィキペディアでは、CSR はさらに深く議論されており、次のように定義されている。

「企業の社会的責任とは、CSR とも呼ばれ、企業の良心、企業の義務、社会的パフォーマンス、あるいは持続可能な責任のあるビジネス/責任のあるビジネスの形であり、企業の自己管理システムを加えたビジネスモデルである。・・・・・・(中略)・・・・・・あらゆるステークホルダー（利害関係者：消費者、投資家等、及び社会全体）の利害に与える影響に対処するために努力しなければならない。」

どちらの定義でも同じように、企業に利益追求だけでなく、影響を及ぼすステークホルダーから、肯定的な反応を引き出すことの重要性を指摘している。

以上のような定義の議論に加えて、CSR として企業が果たすべき責任をより詳細に理解しようとする動きも出ている。



(出所：水尾（2005） p. 45 を参考に作成)

図 1 CSR の基本となる 4 つの責任

2000 年代の議論になるが、水尾（2005）は、キャロル（1979）の理論を発展させ、CSR が、図 1 に示すような下位レベルの企業が果たすべき責任から構成されるものであ

ることを示した。CSRの4つの構成要素は次の通りである<sup>6</sup>。

#### ①法的責任

「法的責任」とは、「法は倫理の最下限」という言葉が示すように、社会的存在として認められた企業が果たすべき最低限度の責任である。

#### ②経済的責任

「経済的責任」とは、株主に対しては成果配分としての配当であったり、従業員に対しては労働の対価としての賃金・報酬であったり、国家・地域社会に対しては税金であったりする。また、消費者に対して適切なコストで製品を提供することも経済的責任である。

#### ③倫理的責任

「倫理的責任」とは、三つの領域から考えることができる。人権や労働環境の領域と、消費者対応の領域、最後には、地球環境保護の領域がある。これらの「倫理的責任」は、業界や企業が独自に設定した努力目標として位置づけられ、今後重要な企業戦略上の要素となる。但し、環境対応のような数値で測定できるものもあれば、従業員への配慮や顧客満足など数値的目標だけではなく、定性的な価値観においてもふくまれることには、同様に注意が必要である。

#### ④社会貢献的責任

「社会貢献的責任」とは、消費者利益の保護、社会貢献、文化支援活動への取り組みなどをいう。

CSRにおいて、法的責任は企業が果たさなければならない最低限の責任である。グローバル化が進み、企業に求められる役割も変化してきている中で、単に不祥事に対して法的責任や倫理的責任を果たすのではなく、グローバル市場社会において、経済的責任と社会的責任を果たす企業として、どのように対応を行うかが重要である。このような構造で捉えることで、CSRの実施レベルを分析することができる。

以上のように、現時点では、CSRはほぼ統一した定義がなされ、その実行が重要になってきている。実行にあたって、国際標準化機構（ISO）がCSRの国際規格を策定しており、中国企業のCSRの現状を把握し、課題を明らかにする上での基準となる。

---

<sup>6</sup> 水尾（2005）p. 45

### 3. CSRの動向と対応

#### 3. 1. 国際規格

昨今の企業不祥事や環境問題の深刻化、経済格差の拡大などを背景に、企業に社会的責任を果たす行動を求める動きが活発化している<sup>7</sup>。これを受け、国際標準化機構（ISO）は、社会的責任（SR）の実施に関する手引きを定めた国際規格（ISO 26000）を策定し、2010年11月1日に発行された<sup>8</sup>。ISO26000は、持続可能な社会の構築や発展のために、組織がどのような社会的責任を果たす必要があるのかを解説した世界標準の手引書である<sup>9</sup>。

また、ISO26000には7つの原則が提示されており、詳細は次の通りである<sup>10</sup>。

##### ①説明責任<sup>11</sup>

組織は、自ら社会、経済及び環境に与える影響について説明責任を負うべきである。この原則によれば、組織は、適切な監察を受ける義務がある。そして、説明責任によって、経営層はその組織の支配権をもつ人々に対して説明する義務を負い、その組織は法規制に関し、規制当局に対して説明する義務を負う。また、組織の決定及び活動が社会及び環境に与える全体的な影響の説明責任とは、組織が自らの決定及び活動によって影響を受ける人々及び一般に社会に対して、報告を行う義務が、その影響及び状況の性質によって変わることを意味している。

##### ②透明性<sup>12</sup>

組織は、社会や環境に影響を及ぼす活動と意志決定をする際に、透明性を持つべきである。組織は、社会及び環境に対する既知の影響及び起こり得る影響を含めて、自らが責任をもつ方針、決定及び活動について、明確で正確、かつ完全な方法によって、適切かつ十分な程度まで情報を開示すべきである。これらの情報は、その組織によって重大な影響を受けた人々、又は重大な影響を受けるかもしれない人々に直ちに提供し、それらの人々が直接入手し、理解できるようにしておくべきである。その組織の決定及び活動がステークホルダーそれぞれの利害に与える影響について、

<sup>7</sup> 経済産業省（2012） p.3

<sup>8</sup> 同上

<sup>9</sup> 福渡（2011） p.1

<sup>10</sup> kikakurui.com/ISO26000（2010）（このサイトは、JIS規格票をHTML化したもので、ほぼすべての規格票のテキストを閲覧できる。） <http://kikakurui.com/> 2014年1月15日アクセス

<sup>11</sup> 説明責任（accountability）とは、決定及び活動に関して、組織の統治機関、規制当局及びより広義にはそのステークホルダーに対して、責任のある対応のとれる状態のことである。

<sup>12</sup> 透明性（transparency）とは、社会、経済及び環境に影響を与える決定及び活動に関する公開性、並びにこれらを明確で、正確で、時宜を得て、正直で、かつ完全な方法で伝えようとする意欲をいう。

ステークホルダーが正確に評価することができるように、情報は時宜にかなった、事実に基づいたもので、明確でかつ客観的な方法で提示すべきである。

### ③倫理的な行動<sup>13</sup>

組織は、倫理的に行動をすべきである。組織の行動は、正直、公平及び誠実という価値観に基づくべきである。これらの価値観は、人々、動物及び環境に対する配慮、並びに自らの活動及び決定がステークホルダーの利害に与える影響に対処するために努力するというコミットメントを意味している。

### ④ステークホルダーの利害の尊重<sup>14</sup>

組織は、自らのステークホルダーの利害を尊重し、よく考慮し、対応すべきである。組織の目的は、その組織の所有者、メンバー、顧客又は構成員の利害に限定されることがあるが、その他の個人又はグループも権利、主張又は特定の利害をもっていることもあり、この点を考慮すべきである。このような個人又はグループは全員がその組織のステークホルダーに含まれる。

### ⑤法的支配の尊重

組織は、法の支配を尊重することが義務であると認めるべきである。法の支配とは、法の優位、特に、いかなる個人も組織も法を超越することはなく、政府も法に従わなければならないという考え方を指す。法の支配は、専制的な権力の行使の対極にある。一般に法の支配には、法令及び規制が成文化され、公示され、定められた手続によって正しく執行されていることが暗黙の前提となっている。社会的責任に照らして考えた場合、法の支配の尊重とは、組織は全ての関連法令及び規制に従うという意味である。これはまた、関連法令及び規制を知り、組織内でこれらの関連する法規制を順守しなければならないことを通知し、それらの措置を実施すべきであるということの意味している。

### ⑥国際行動規範の尊重<sup>15</sup>

組織は、法の支配の尊重という原則に従うと同時に、国際行動規範も尊重すべきである。

### ⑦人権の尊重

組織は、人権を尊重し、その重要性及び普遍性の両方を認識すべきである。

<sup>13</sup> 倫理的な行動とは、健康及び社会の福祉を含む持続可能な発展に貢献することであり、ステークホルダーの期待に応じて、関連法令を順守することである。

<sup>14</sup> ステークホルダー (stakeholder) とは、組織の何らかの決定又は活動に利害関係を持つ個人又はグループ。

<sup>15</sup> 国際行動規範 (international norms of behavior) とは、一般に受け入れられている国際法の原則、又は普遍的若しくはほぼ普遍的に認められている政府間合意から導かれる、社会的に責任ある組織の行動に対する期待をいう。



以上の7つの項目を要約すると、表1のようになる。

表1 ISO26000の7つの原則

説明責任	組織の活動によって外部に不える影響を説明する。
透明性	組織の意思決定や活動の透明性を保つ。
倫理的な行動	公平性や誠実であることなど倫理観に基づいて行動する。
ステークホルダーの利害の尊重	様々なステークホルダーへ配慮して対応する。
法の支配の尊重	各国の法令を尊重し順守する。
国際行動規範の尊重	法律だけでなく、国際的に通用している規範を尊重する。
人権の尊重	重要かつ普遍的である人権を尊重する。

出所：経済産業省（2012）

### 3. 2. CSR レポート

ISO26000 は世界 99 カ国が参加し策定された国際規格であることから、各国でその活用の普及・促進が進められている<sup>16</sup>。しかし、企業が上記の7つの原則を基に CSR 活動を行っているか否かが確認できるデータが不十分であった。そのため、CSR レポートという企業の CSR の取り組み状況をまとめた報告書ができた。そして、CSR レポートの発行状況を確認することは、CSR の実施状況を確認する一つの代替指標となった。

では、CSR レポートとはどんなもので、どのような発行状況にあるのだろうか。CSR レポートとは、企業の社会的責任である CSR の活動に関する報告書のことである<sup>17</sup>。取り組んでいる CSR の内容を伝える冊子などの形態で発行され、広報ツールのひとつであり、大企業をはじめとして社会やステークホルダーに果たす役割を重要視する企業が発行するもので、環境レポートと同種のもので、多くの企業では CSR レポートもしくは環境レポート、あるいはその両方を兼ねた報告書を発行している<sup>18</sup>。企業にとって CSR 報告は、企業が社会に対して倫理的な義務を果たすだけでなく、組織のイノベーションや学習を促し、ビジネスを成長させ、企業価値を高めるために訳立つものであ

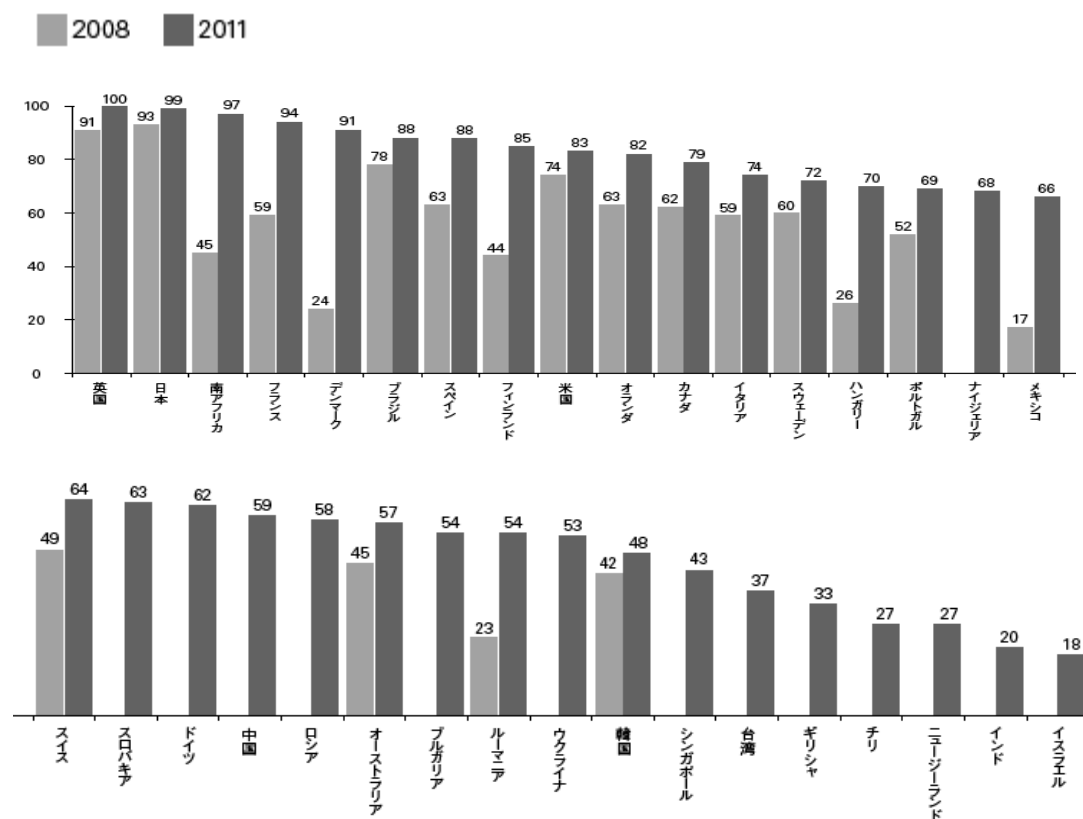
<sup>16</sup> 福渡（2011） p.6

<sup>17</sup> マネー辞典（m-words）／CSR レポート  
<http://m-words.jp/w/CSRE383ACE3839DE383BCE38388.html> 2014年1月15日アクセス

<sup>18</sup> マネー辞典（m-words）／CSR レポート  
<http://m-words.jp/w/CSRE383ACE3839DE383BCE38388.html> 2014年1月15日アクセス

るということを、ますます認識するようになってきている<sup>19</sup>。CSR 報告は、企業が競争力を保つためのみならず、コスト削減や新たなビジネスチャンスの創出という意味で、CSR 活動が企業にどのように影響を与えるかについて理解を深めるためにも、重要である<sup>20</sup>。

KPMG (2011) によると、各国の CSR レポートの発行状況は図 2 のようになっている。世界上位 250 社 (G250 企業) の 95% が CSR 活動に関するレポートを行っており<sup>21</sup>。



※注) 調査対象は、フォーチュン・グローバル 500 社の中の上位 250 社、及び世界 34 カ国における売上高上位 100 社。

(出所: KPMG (2011) p. 10 - 11)

図 2 CSR 報告を行っている企業の国別割合 (2008 年、2010 年)

<sup>19</sup> KPMG (2011) p. 4

<sup>20</sup> KPMG (2011) p. 4

<sup>21</sup> 同上 p. 8

G250 企業の 95% という数字は、前回の 2008 年調査時の 83% から 12 ポイント増加しているし、N100<sup>22</sup> 企業は 64% が CSR レポートを行っている<sup>23</sup>。調査対象国が 22 カ国から 34 カ国に拡大しているため、2008 年調査と 2011 年調査の両方の調査の対象になっている国だけで比較すると、N100 企業は 54% から 78% に 24 ポイント増えている<sup>24</sup>。CSR レポートを行っている企業の割合で比較した場合、英国 (100%) と日本 (99%) が上位 2 カ国であることは前回調査と変わらないが、南アフリカが前回の 45% から 97% に大きく増加し、3 位となっている<sup>25</sup>。これは、南アフリカにおいて 2010 年に発効したキング委員会によるコーポレート・ガバナンス・コード (King III) の影響が大きい。南アフリカの他にも、ブラジル (88%)、ナイジェリア (68%)、メキシコ (66%) のように、CSR レポートを行っている企業の割合が高い発展途上国があり、CSR レポートはもはや先進国企業だけの現象とは言えなくなり、中国でも上位 100 社中の 59 社が CSR レポートを行っている<sup>26</sup>。つまり、世界中の企業、主にグローバル企業が CSR に対する意識が非常に高まっており、グローバル企業において CSR レポートはもはや当然のこととなっている。そして、上記のように CSR は先進国企業だけが取り組んでいるのではなく、途上国でも、現地の大企業を中心に CSR の取り組みが年々増加している。

CSR レポートの内容として、どのようなものが含まれる必要があるのだろうか。CSR レポートの内容は、企業のトップメッセージ、CSR への考え方、コーポレート・ガバナンスの状況、コンプライアンス、個人情報保護への取り組み、顧客、株主、社員への責任について、環境問題への取り組み姿勢などを表明するものとなっている。オランダに本部を置く GRI<sup>27</sup> という NGO<sup>28</sup> がガイドラインを作成しており、このガイドラインに沿って、CSR レポートや環境レポートが作成される<sup>29</sup>。

このように CSR レポートの発行状況とその中身を分析することで、CSR の実施状況を知ることができる。次に、このような視点から中国における CSR の現状について論述する。

---

<sup>22</sup> N100 とは調査対象とした 34 カ国の上位 100 社のことを示す。

<sup>23</sup> KPMG (2011) pp. 6 - 11

<sup>24</sup> 同上

<sup>25</sup> 同上

<sup>26</sup> 同上

<sup>27</sup> GRI (Global Reporting Initiative) とは、企業の持続可能性報告書について、全世界で通用するガイドラインをつくるため、世界各国のコンサルタントや経営者団体、企業、市民団体などで作る組織である。

<sup>28</sup> NGO とは、英語の Non-governmental Organization の頭文字を取った略称で、日本では「非政府組織」と訳されている。各国政府代表者と区別する意味で、「Non-governmental (政府でない)」が使われ、貧困、飢餓、環境など、世界的な問題に対して、政府や国際機関とは違う「民間」の立場から、国境や民族、宗教の壁を越え、利益を目的とせずこれら問題に取り組む団体のことである。

<sup>29</sup> マネー辞典 (m-Words) / CSR レポート

<http://m-words.jp/w/CSRE383ACE3839DE383BCE38388.html> 2014 年 1 月 15 日アクセス

## 4. 中国における CSR

### 4. 1. 中国における CSR 登場の背景

中国では、急速な経済発展を背景に、近年、CSR への関心が高まっている。酒井(2011)によると、その要因はいくつかある。外的要因としては、国境を越えたサプライチェーンの進展による CSR の中国への波及、あるいは、世界の注目が集まる中国市場での投資家からの説明の要請などが挙げられる。さらに、中国市場にとどまらず世界市場に進出する中国企業の競争力向上にも CSR への対応が必要となっていることも要因の一つとなっている。内的要因としては、急激な経済発展による「農民工」などの出稼ぎ労働者の労働問題の顕在化、貧富の格差拡大、環境破壊・汚染の深刻化などが挙げられる。また、2004 年、現政権によるこれらの諸問題に対する、「和諧社会」、「新民路線」といった調和のとれた社会建設を志向する政策指針の明確化によっても後押しされることとなった。また、先の述べた ISO26000 等の国際認証基準の制定・普及も、大きな影響を及ぼした。

### 4. 2. 中国企業による CSR の実施状況

中国国内における CSR レポートの発行企業数も近年著しく増加している。商道社が 2009 年に発行した「価値発見の旅 2009-中国企業の持続可能な発展報告研究」という報告書によれば、発行企業数は、2004 年に 4 社、2005 年に 9 社、2009 年には 533 社であり、この 5 年で急増している<sup>30</sup>。

一方で、CSR 専門の研究機関として、哲学および社会科学分野における学術研究機関で、中国科学院とともに国家の最高レベルの研究機関とされている中国社会科学院の下に、2008 年、企業社会責任研究センターが、CSR の理論的研究の強化、CSR 研究レベルの向上、中国における CSR の実践の促進等を目的に設置された<sup>31</sup>。

企業社会責任研究センターは、CSR レポートを中心とした公表情報を基に、企業の CSR 情報の開示レベルおよび CSR マネジメントレベルを評価する活動を行っている<sup>32</sup>。具体的には、2009 年には、国内の企業 500 社を対象にトップ 100 社のランキングを<sup>33</sup>、2010 年には、国有企業、民間企業、外資系企業のそれぞれトップ 100 社、合計 300 社のランキングを公表した<sup>34</sup>。

<sup>30</sup> 商道社ウェブページ <http://www.sustainabilityreport.cn/2014年1月17日アクセス>

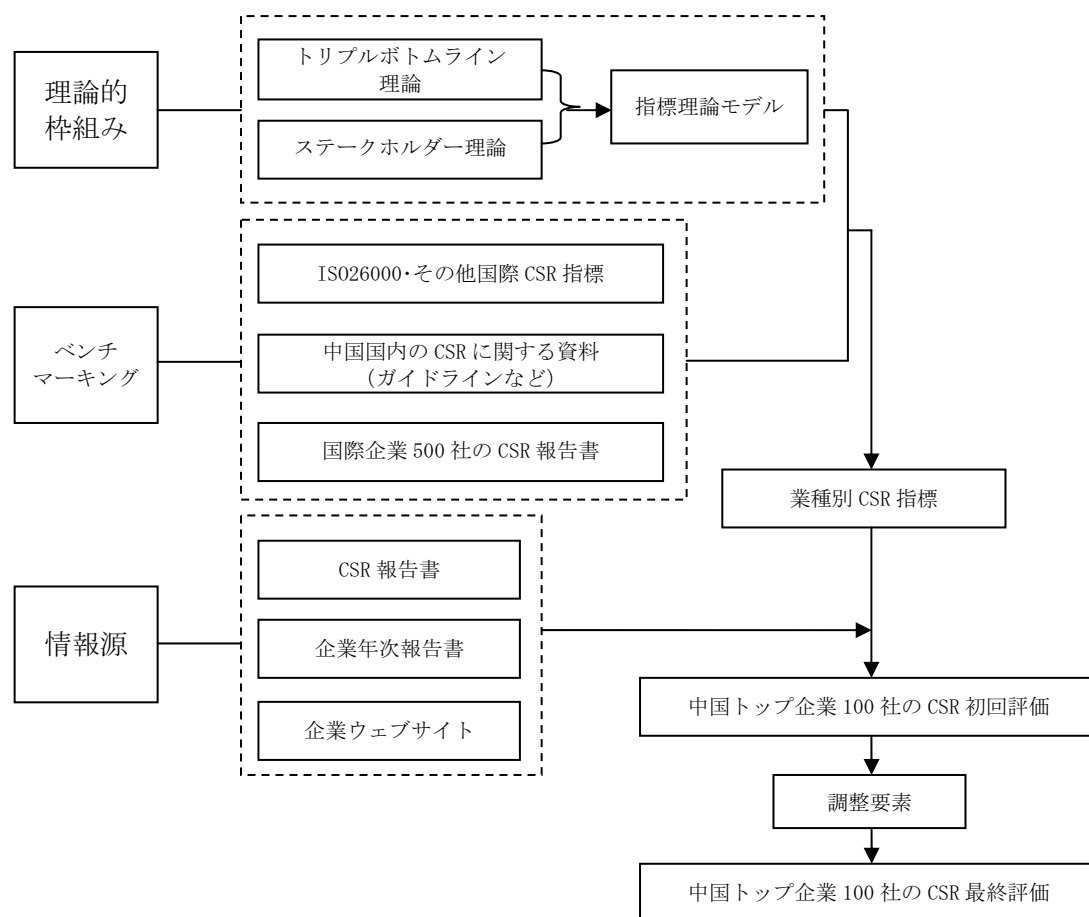
<sup>31</sup> 中国社会科学院・企業社会責任研究センターウェブページ <http://www.cass-csr.org/2014年1月17日アクセス>

<sup>32</sup> 同上

<sup>33</sup> 钟(2010) p. 1

<sup>34</sup> 同上

企業社会責任研究センターは、このランク付けにあたって、独自に評価基準を策定している<sup>35</sup>。具体的には、2010年11月に発行したISO26000ほか、国際的なCSR指標や世界的なトップ500社（「Fortune 500」）のCSRレポートを参考に、それまでに中国国内で策定されているガイドライン等も踏まえながらCSR指標が開発された（図3を参照のこと）。



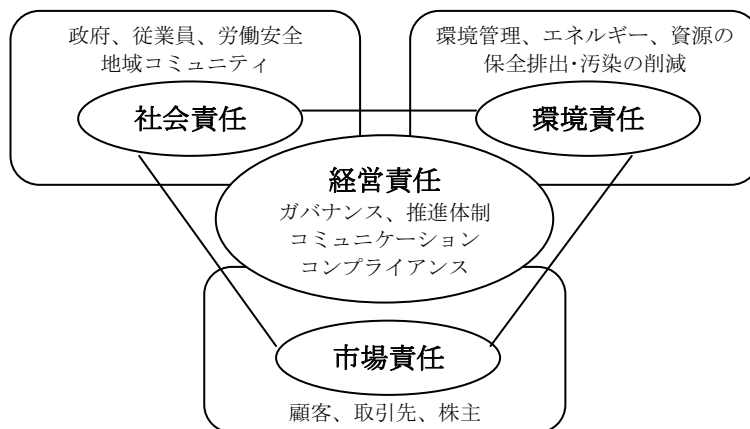
（出所：钟（2010）図1 p.2を基に作成）

図3 中国トップ企業100社ランキングの基となるCSR評価指標

評価指標は、「経営責任」、「市場責任」、「社会責任」、「環境責任」の4つの軸を基礎としている（図4の参照のこと）。企業社会責任研究センターは、「経営責任」には、

<sup>35</sup> 中国社会科学院・企業社会責任研究センターホームページ <http://www.cass-csr.org/> 2014年1月17日アクセス

ガバナンス、推進体制、コミュニケーション、コンプライアンス、「市場責任」には、顧客、取引先、株主、「社会責任」には、政府、従業員、労働安全、地域コミュニティ、「環境責任」には、環境管理、エネルギー・資源の保全、排出・汚染の削減の中項目をそれぞれ設定し（さらに小項目が各々設定されている）、各項目に従って、社会的責任をどのように履行し、管理しているのかを評価している<sup>36</sup>。



(出所：钟 (2010) 図2 p.3を基に作成)

図4 4つの評価軸モデル

上記の企業社会責任研究センターは、この評価を行うために、中国商務部、産業界、ガイドライン公表している上海、深圳証券取引所、北京大学、中山大学、中国社会科学院の官民学のメンバーにより構成される専門委員会が設置されている。

次に、この評価結果について2010年に公表されている(表2を参照のこと)。钟(2009)によると、表2に示されている得点の計算方法の基準は次のようである。

まず、理論的フレームワークとして、トリプル・ボトムライン<sup>37</sup>とステークホルダーの視点から責任管理、経済的責任(市場責任)、社会的責任、環境的責任の四位一体モデルを打ち立て、その上でGRI<sup>38</sup>の評価方法(G3)や国内のCSR評価方法およびフォ

<sup>36</sup> 钟 (2010) p.2

<sup>37</sup> トリプル・ボトムラインとは、英国の環境コンサルティング会社・サステナビリティ社のジョン・エルキントン氏によって提唱されたもの。企業活動を「経済」、「環境」、「社会」の側面から評価しようという考え方です。企業のサステナビリティに関する国際的ガイドラインの作成と普及を目的とする国際機関GRIの報告書ガイドラインも、この考え方に沿って構成されています。ボトムラインとは決算書の最終ライン、収益・損失の最終結果(収支)を意味する用語です。

<sup>38</sup> GRI (Global Reporting Initiative) とは、企業の持続可能性報告書について、全世界で通用するガイドラインをつくるため、世界各国のコンサルタントや経営者団体、企業、市民団体などをつくる組織である。

一チェーン 500 の CSR 報告書を参考にして、中国社会科学院独自の評価システムを構築している。この評価システムは、上の四位一体の各指標が異なる産業において異なる重要性をもっているため、加重平均比率を変えて作成している（例えば、環境的責任の場合、電力や石化産業ではその比重が大きく、金融機関などでは小さい）。企業の CSR の発展指数<sup>39</sup>に関して、上の四位一体の指標 4 つは 1 級、各々を細分化した 2 級指標は 13、これらをさらに細分化した 3 級指標は 100 以上から成っている。

次に、得点計算においては、第 1 に、階層分析法<sup>40</sup>を利用して 1 級指標の加重平均率を求める。第 2 に、得点については基本的に、0.1 方式で評価する。例えば、企業が開示した情報から、企業がすでに CSR マネジメント体制を構築していることが読み取れば 1 点、なければ 0 点とする。このようにして出されたそれぞれの項目の点数を合計し、さらに加重平均率を乗じて得た得点に調整項目を加えて最終得点とする。調整項目は CSR にかかわる賞罰の有無で、1～5 点の範囲で加減する。例えば、CSR に関する賞を受けた場合、1 点を追加し、CSR の欠如によって罰則を受けた場合は 2 点を減点する、また CSR のイノベーションがあった場合は 5 点をプラスするといった形で調整を行っている。

上記のような計算方法で、中国企業の CSR の取組を評価すると、中国企業の CSR の取り組みについて次の 3 点を述べることができる。第 1 に、CSR に対する評価は低く、平均点は、100 点満点中 17.0 点で、比率をみても、まだまだ傍観者層が圧倒的に多いのがわかる。つまり、中国では CSR 活動を始めたのは事実であるが、図 2 でも示したように中国企業の社会的責任の実施度は国際標準に達していない。第 2 に、CSR に関する知識が不足していることである。500 社のうち 355 社が所属している初心者層の企業特性をみると、CSR 活動は初めているが、管理体制が整っておらず、CSR の情報開示もできていないと書かれている。第 2 節で挙げた CSR の「責任」を参考に言い換えてみれば、法的責任は果たしているが、経済的責任、倫理的責任、社会貢献的責任は果たしていないといえる。それは、管理体制が整っていなければ、経済的責任は果たせにくくなる。そして、情報開示が不足しているというのは、CSR に取り組む姿勢に問題があるということであり、事実を公開すべき倫理的責任を履行すべきである。また、社会の先駆者になって社会貢献責任を果たさなければならないという強い意思決定も必要となってくるだろう。最後に、「三鹿集団」の倒産事件があった 2008 年をみると、図 2 をみてもわかるように、今中国企業の CSR の取り組み状況は以前に比べ確かに良

<sup>39</sup> 発展指数とは、上記のように、リーダー層、トップ層、追随者層、初心者層、傍観者層、其々の点数のことをいう。

<sup>40</sup> 階層分析法は、意思決定における問題の分析において、人間の主観的判断とシステムアプローチとの両面からこれを決定する問題解決型の意思決定手法。AHP（Analytic Hierarchy Process）とも呼ばれる。

くなっている。だが、まだ様々な問題は残っているので、グローバル社会で生き残るためには、中国企業はもっと CSR に対する意識を高めていかなければならない。

表2 中国企業の CSR の履行状況

発展類型	得点	企業特性	社数	比率
トップ層	80 点以上	社会的責任の管理体系が比較的整っており、社会的責任の情報開示も比較的開放されている。中国においては社会的責任を履行している先駆企業である。	16	2.6%
リーダー層	60-80 点	社会的責任の管理体系が比較的整っており、社会的責任の情報開示も比較的開放されている。中国においては社会的責任を履行している 率先企業である。	34	5.6%
追随者層	40-60 点	社会的責任の管理体系が徐々に築きあげられつつあり、社会的責任の情報開示も大体開放されている。先駆と率先企業に追走している企業である。	46	7.5%
初心者層	20-40 点	社会的責任の管理体系がもう形成していたが、不足である。社会的責任の情報開示も不足している。けれども、内容は可読性がある企業である。	160	26.2%
傍観者層	20 点以下	社会的責任に関する活動が始まったばかりで、社会的責任の管理体系はまだ形成されておらず、社会的責任の情報開示も不足している。率先者と追走者に大きく後れをとっている企業である。	355	58.1%

出所：钟 他 (2011) p.30 - 31 に基づき作成

要するに、中国は今後、コンプライアンスの確保に加えて、プラスアルファをつくっていかなければならない。単に企業不祥事に対してコンプライアンスを整えるレベ



ルではなく、ローカルあるいはグローバルな市場において、社会的責任のある企業としてどのような対応をいっていくのか、財務面のみならず CSR を含めたトータルな企業価値をいかに高めていくのか、ということが問われている<sup>41</sup>。そのために、CSR レポートは必要不可欠な条件となるだろう。また、中国をはじめ、アジア新興国においても、CSR は社会問題の解決にも役立つという観点からも、政府主導により CSR が進められている。そのため、現在の多くの中国企業において CSR は、義務的な活動で、まだまだ受動的である。但し、本当の CSR は自主性を基にした活動であるため、今後中国企業は、CSR に関する意識を高め、義務ではなく当然なこととして認識すべきである。そうすると、政府主導から各企業が自主的に CSR に取り組むような状況に変わると、中国の CSR は著しく発展するだろう。

## 5. おわりに

本稿では、第 1 に、CSR が求められるようになった理由とその後の発展について記述した。第 2 に、世界における CSR の動向分析を基に、中国企業の CSR の現状について考察を行った。CSR とは、企業が利益だけ追求するのではなく、影響を及ぼすステークホルダーから、肯定的な反応を引き出すことをいう。そのために果たさなければならない責任とは、法的責任、経済的責任、倫理的責任、社会貢献的責任である。第 3 に、国際標準化機構（ISO）の ISO26000 という国際規格の策定を概観した。そして、各国の CSR の実施状況を確認する上で、ISO26000 の代替指標として CSR レポートが活用できる点を明らかにした。その指標から、現在、世界各国で CSR の重視度が非常に高まっていることがわかった。第 4 に、中国企業の CSR について最終的に 3 つのことが分かった。1 つ目として、中国でも、グローバル企業をはじめ沢山の企業が CSR に取り組んでいる。2 つ目に、CSR に取り組んでいる中国企業の多くが初期段階であり、CSR に関する知識も少ないため、中国の CSR はまだ国際的なレベルを満たしていない。そして 3 つ目として、中国では政府主導で CSR が進められているが、今後は中国企業において CSR がますます重視される方向にある。

このような結論に至ったが、いくつかの課題が残されている。まず、中国企業における CSR を強化するためには、経営者一人の力では絶対に無理である。その企業に所属している従業員の意識が変わらない限り、CSR は進歩しない。そのために人材育成や社員教育などの教育プログラムが重要である。従って、この教育プログラムを実施す

---

<sup>41</sup> 谷本（2004） p. 2

るためにどのようなプロセスが必要であるのかについては、今後議論すべきである。

そして、今の中国は、急速な発展とともに、給与水準も上昇し、優秀な人材はどこからも引っ張りだこで、転職率が非常に高い。そのため、人材育成や社員教育が無駄な投資になる場合が非常に多い。この問題は、中国企業が CSR を強化するにあたって、解決しなければならない課題である。つまり、中国企業は ES (Employee Satisfaction 従業員満足) を高め、従業員のやる気や帰属意識を向上させ、転職率を下げることで教育投資を有効にしなければならない。要するに、もう 1 つの課題として、ES の向上を CSR の向上につなげていくための議論が今後、中国企業には必要である。

## 参考文献

- [ 1 ] Anderson, J. W. Jr. (1989) *CORPRATE SOCIAL RESPONSIBILITY*, Greenwood Publishing Group, Inc. (百瀬恵夫監訳、伊佐敦・森下正訳 (1994) 『企業の社会的責任』白桃書房)
- [ 2 ] Bowen, H. R. (1953) *Social Responsibilities of the Businessman*, New York: Harper & Row. (日本経済新聞社訳 (1960) 『ビジネスマンの社会的責任 経済生活倫理叢書』日本経済新聞社)
- [ 3 ] Carroll, A. B. (1979) *A Three-dimensional Conceptual Model of Corporate Performance*, *The Academy of Management Review*, 4-4.
- [ 4 ] 福渡潔 (2011) 『ISO26000 の概要と実践および利用状況』NKSJ-RM レポート資料
- [ 5 ] KMPG (2011) 『CSR 報告に関する国際調査 2011』調査レポート資料
- [ 6 ] Friedman, M. (2002) *Capitalism and Freedom*, UNIV OF CHICAGO PR (村井章子訳 (2008) 『資本主義と自由』日経 BP 社)
- [ 7 ] 水尾順一 (2005) 『CSR で経営力を高める』東洋経済新聞社
- [ 8 ] 奥村宏 (2006) 『株式会社に社会的責任はあるか』岩波書店
- [ 9 ] 酒井正三郎 (2011) 『中国の CSR-マクロ経済と関連を中心に』調査レポート資料 一橋大学経済研究所
- [10] 坂本光司 (2008) 『日本でいちばん大切にしたい会社』あさ出版
- [11] 高巖・日経 CSR プロジェクト (2004) 『CSR 企業価値をどう高めるか』日本経済新聞社
- [12] 谷本寛治 (2004) 『CSR 経営』中央経済社
- [13] 钟洪武 (2009) 『中国企业社会责任发展指数报告 2009』社会科学文献出版社
- [14] 钟洪武 (2010) 『中国企业社会责任研究报告 2011』社会科学文献出版社
- [15] 钟洪武・张蕙・翟利峰 (2011) 『中国企业社会责任报告 2011』经济管理出版社

## 参考 HP

- [ 1 ] 中国社会科学院・企業社会責任研究センターウェブページ  
<http://en.cass-csr.org/> 2013 年 12 月 28 日アクセス
- [ 2 ] 東京海上日動リスクコンサルティング (株)  
<http://www.tokiorisk.co.jp/> 2014 年 1 月 3 日アクセス
- [ 3 ] 百度文库 <http://wenku.baidu.com/> 2014 年 1 月 11 日アクセス
- [ 4 ] KPMG あずさサステナビリティ／ナレッジ／リサーチ  
[http://sus.kpmg.or.jp/knowledge/research/r\\_azsus201111.html](http://sus.kpmg.or.jp/knowledge/research/r_azsus201111.html)  
2013 年 12 月 20 日アクセス
- [ 5 ] 経済産業省／政策一覧／CSR (企業の社会的責任) ／『最近の CSR を巡る動向について』PDF ファイル  
[http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/kigyoukaikei/CSR/csr.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyoukaikei/CSR/csr.html) 2014 年 1 月 17 日アクセス
- [ 6 ] 商道社ウェブページ <http://www.sustainabilityreport.cn/>  
2014 年 1 月 17 日アクセス